

平成二十一年三月十二日

平成二十一年第二回北方町議会定例会会議録

(第二日)

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝巳
九番	日比玲子
十番	田中五郎
欠席議員	なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事書局長	高橋善明
議事書記	木野村幸子
議事書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

第一	会議録署名議員の指名	参事兼 都市環境農政課長 大平喜義
第二	議案第四号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定について	総務課長 村木俊文
第三	議案第五号 北方町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例制定について	税務課長 高橋勉
第四	議案第六号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について	住民保険課長 山田忠義
第五	議案第七号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定について	福祉健康課長 木野村隆司
第六	議案第八号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定について	上下水道課長 豊田晃
第七	議案第九号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条	会計室長 渡辺雅尚
		教育課長 奥野政興
		教育課主幹 末松豊生

第八 議案第十一号 北方町道路線の認定について (町長提出)

予算を定めるについて (町長提出)

第九 議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについて

五、本日の会議に付した事件  
日程第一から日程第十七まで

第十 議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を定めるについて (町長提出)

午前九時三十二分 開議

第十一 議案第十五号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)を定めるについて (町長提出)

一、議長 井野勝巳君 それでは、改めましておはようございます。連日の御協議をいただきまして、まことにありがとうございます。また本日も全員御出席をいただきました。ただいまから開催いたします。

第十二 議案第十六号 平成二十一年度北方町一般会計予算を定めるについて (町長提出)

ただいまの出席議員数は十人であり、定足数に達しており、また本日も全員御出席をいただきました。これより平成二十一年度第二回北方町議会定例会第二日の会議を開きます。

第十三 議案第十七号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて (町長提出)

日程第一 会議録署名議員の指名

第十四 議案第十八号 平成二十一年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについて (町長提出)

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において一番鈴木浩之君及び二番安藤浩孝君を指名いたします。

第十五 議案第十九号 平成二十一年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて (町長提出)

一、議長 日程第二、議案第四号 北方町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

第十六 議案第二十号 平成二十一年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて (町長提出)

第十七 議案第二十一号 平成二十一年度北方町上水道事業会計

一、六番 立川良一君 議案第四号は、大変時期を得たことで異論はありませんけれども、「収納課」という課の命名というんですか、当町には会計室がありますので、大変わかりにくい。いっそ滞納処理課とか滞納徴収課とか、そんなことも考えられるんじゃないかなと思います。その辺はどんなふうにお考えになるのか、収

納課という命名をされたわけですけれども。

一、町長 課の設置の趣旨は御理解をいただいておりますようにございませぬが、ただ名称につきましては、内部でもいろいろと議論をさせていただきます。いろいろな候補が上がったことも事実でございますが、ただ、今議員がおっしゃるような、ある意味露骨な言いいますか、課に設置いたしますと、納税者の側にある意味抵抗感が出てくるのではないかと。したがって、できるだけ響きのいい課の名称にしたかどうかということで、かつ、本来その課が果たすべき役割、使命というものをあらわすことができる名称がいいんではないかというような議論の経過を経て、提案をさせていただきますましたとおり、収納課という名称で決めさせていただいたわけでございます。

一、六番 立川良一君 ここにいる我々は理解はできるんですけど、一般の町民は、収納課と会計室の役割、各課の方々も収納業務、いわゆる現年度の徴収に関しては従来どおりおやりいただくわけで、収納課の使命というのは滞納処理に尽きるわけですので、ちよつとわかりにくい、そんな思いもいたします。わかりました。

一、議長 これをもつて質疑を終わります。  
ただいま議題となっております議案第四号については、総務教育常任委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第四号は総務教育常任委員会に付託をいたします。

### 日程第三 議案第五号について

一、議長 日程第三、議案第五号 北方町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わつておりますので、これより質疑を行います。

(質疑省略の声あり)  
一、議長 これをもつて質疑を終わります。  
ただいま議題となっております議案第五号については、総務教育常任委員会に付託したいと思ひます。御異議ございませんか。  
(異議なし)  
一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第五号は総務教育常任委員会に付託をいたします。

### 日程第四 議案第六号について

一、議長 日程第四、議案第六号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案説明が終わつておりますので、これより質疑を行います。

(質疑省略の声あり)

一、議長 これをもつて質疑を終わります。  
ただいま議題となっております議案第六号については、総務教育常任委員会に付託したいと思ひます。御異議ございませんか。  
(異議なし)  
一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第六号は総務教育常任委員会に付託をいたします。

### 日程第五 議案第七号について

一、議長 日程第五、議案第七号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案説明が終わつておりますので、これより質疑を行います。

(質疑省略の声あり)

一、議長 質疑を終わります。  
ただいま議題となっております議案第七号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思ひます。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第七号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第六 議案第八号について

一、議長 日程第六、議案第八号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 これは行財政改革で決定をされているわけですが、私は三月の初めに大和園の大熊園長さんに用事があって出かけてきたわけですが、そこでの園長の話ですと、大和園の入所待ちは四百数十名いて、ダブりを除くと三百数十名であろうということ言われて、改めて数がふえているなあということを実感したわけですが、そこで、このねたきり老人は今年度予算では、五十七人に新しい人十人、六十七人を見て減額をしていくわけですが、寝たきりなので当然介護認定は受けていらっしゃると思うんですが、その介護認定の度数といえますか、それはどのくらいなのか。

それから、寝たきりであっても、ひよつとしたらサービスを受けていらつしやる方も見えるかもしれません。ショートとかデイサービスとか、ホームヘルプとか、そういうことがどうなっているのかということ、例えば介護度五であれば、一割負担でも満額使っても三万五千円ぐらいかかるわけですが、例えば介護認定を受けたけれども支払うお金がないために入所もできない、いろんなサービスも受けられないという人も若干いるのではないかと思いますので、その辺の詳細についてお尋ねしたいと思います。

一、福祉健康課長 ねたきり介護慰労金は、介護度三以上で六カ月以上寝たきりの方で、家族の中で介護をしている方に、来年度からは月三千円という形になります。今現在、在宅で介護サービスを受けてみえる方がほとんどでございます。

この制度ができたのは、介護保険がない時代に、在宅で介護される家族の方に慰労するというような形でできてきました。平成十二年に介護保険が成立しまして、介護保険の中でも寝たきり介護の慰労制度というのがありました。その制度については所得制限がありまして、なかなか該当者がいないというような形で、今年までこの制度を実施しているわけですが、行財政改革特別委員会の方で、現金給付というのはこの時代に合わないというようなことも含めて、それから介護保険のサービスをほとんどの方が受けているというような形で、減額というような形になってきております。細かい数字については、どんなサービスを受けているかということとはちよつと今即答できませんが、そういう形で、ほとんどの方が介護保険のサービスを受けているというふうに承知しております。

一、九番 日比玲子君 今答弁をいただきましたけれども、ほとんどの方ですけど、ごく一部の人はお金が払えなくてサービスを受けていない人もいるかもしれないと思うんですけど、その辺の把握はされているのか。後で詳細をまた、何人いるとか、どういうサービスを受けているのかということをお尋ねしたいと思います。そして、新たに十人も今年度予算でふやしていくわけですから、その辺、これからどんどんふえていくのではないかと思いますので、介護保険ができてサービスが受けられるようになったといっても、介護難民とかいろんなことが言われていますので、これは松井町長時代をお願いをして、せめてこうした介護で見てくださ

る人がコーヒー一杯ぐらい飲めるようなということで、値上げをしてもらって今日に来て、行革でずうっと切っているわけですので、その辺で、一日じゅう二十四時間、ほとんどが嫁が見ているわけですけど、大変なんですよ。その辺をぜひお酌み取りいただきたいと思って、終わります。後で細かいのはお知らせください。以上です。

一、三番 廣瀬和良君 日比さんが今、大体私の言いたいことは言いましたけれども、行革のときの審議の経過を見ていたら、介護サービス制度が入ってくるから、これについてはもう要らないねという話であったわけですが、ただ、制度はできたけれども、今介護を受けられない人がいるわけですから、そこら辺の手当てをどうするかというのを考えていかなければいけないのではないかと、こんなふうに思います。少なくなつたからいいよ、切り捨てるよという話ではないような気がします。受けられない人が残っているという話になれば、人が少なくなつたからこの制度はやめよという話にはならないんじゃないかということで思っております。

お答えは今聞きましたので、そんなことだろうと思えますけれども、ただ問題点としては、人が少なくなつたからいいという話にはならないんじゃないかなというふうに、感じとしては思っています。以上です。

一、議長 答弁はよろしいか。

一、三番 廣瀬和良君 答弁はよろしいです。

(終結の声あり)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となつております議案第八号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第八号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

日程第七 議案第九号について

一、議長 日程第七、議案第九号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わつておりますので、これより質疑を行います。

(質疑省略の声あり)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となつております議案第九号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第九号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

日程第八 議案第十一号について

一、議長 日程第八、議案第十一号 北方町道路線の認定についてを議題といたします。

提案説明が終わつておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 勉強会のように、この町道に対して、行きどまりみたいなどころを町道として認めるのかどうかというような話があったわけですけど、けさちよつと見てきたら、本当に行きどまりみたいなどころに、その住宅の人ぐらいいしか通れないようなところを町道として認めるということに、この辺どうかちよつとわかりませんが、町道として認定する要件みたいなのがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

一、参事兼都市環境農政課長 今回の認定につきましては、御承知のように民間の開発に伴つて、開発の条件の中に、町道に移管され

ても構造上問題がないという構造のものを寄附いただくわけでございますので、町道認定基準に当然合致するものだというふうな理解をしております。

それから、突き当たりにつきましては、関係者が単数じゃなしに複数、今回であれば五軒とか六軒その道路を利用される方がお見えになりますので、構造的には突き当たりになっておりますけど、やむを得んものではないかというふうな考えております。以上でございます。

一、九番 日比玲子君 今、町道の認定基準と言われましたけど、具体的に教えてください。

一、参事兼都市環境農政課長 今手元に認定基準の細かいところのあれはございませんけど、基本的には四メートルの幅員を基準とするということでございますけど、従来から公共性の高い、従来でいう里道、赤道、こういうものは、四メートルを切るものも町道として認定しておるものがございますので、それについては必要に応じて改良していくという考え方で、幅員であれば四メートルを基準とするということでございます。

今回の二路線につきましては、六メートルの幅員がございます。以上です。

一、九番 日比玲子君 現場を見て確認をされたんですか。

一、参事兼都市環境農政課長 当然、寄附を受けるということですので現地を確認し、施工時に構造的なものも担当職員が現地に出向きまして確認をしておりますので、その旨は了解していただきたいと思います。

(わかりましたと九番議員の声あり)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十一号については、厚生

都市常任委員会に付託したいと思えます。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十一号は厚生都市常任委員会に付託いたします。

日程第九 議案第十三号について

一、議長 日程第九、議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十三号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託したいと思えます。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十三号は各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第十 議案第十四号について

一、議長 日程第十、議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

(質疑省略の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思えます。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十四号は厚生都市

常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十一 議案第十五号について

- 一、議長 日程第十一、議案第十五号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（省略の声あり）

- 一、議長 質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思えます。御異議ございませんか。（異議なし）

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十五号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十二 議案第十六号について

- 一、議長 日程第十二、議案第十六号 平成二十一年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これよりページを分けて質疑を行います。

予算の調整から歳入の三十二ページまで質疑を行います。質疑のときはページ数を言っていたかと思いますが、よろしくお願いいたします。

- 一、九番 日比玲子君 十二ページの町税のことでお尋ねしたいと思えます。収納課をつくるということで、昨年の予算に比べて滞納繰り越しは倍という形になっていまして、固定資産税に個人町民税、法人町民税、軽自動車税のこれに関しては、全部去年の滞納繰り越しの二倍を予算化されているわけですけども、十九年度の決算で見ると限りにおいては、収入未済はこれらのものに対して

は二億三千五百万円ぐらいあるわけですが、倍取ってもこの未済にはほど遠いと思うんですけど、立川さんが質問されましたが、収納課として上下水道課の横に新しい課をつくるということでありまして、実際に具体的にどんな仕事をされるのか。そして、今大変な世界じゅうが不景気の中で、収納課をつくって取れるのかという心配と、職員が金を集めに行かないといけないということとで、精神的な面ですごいダメージを受けるんじゃないかという不安もあるんですけど、具体的にどんなお仕事をしてもらって、滞納分は予算上倍になっているんですけども、具体的にどういう形で進めてこれぐらいのお金を取るのか、未済にはほど遠いんですけれども、その辺について若干お尋ねをしたいと思います。

- 一、税務課長 来年度予算の繰り越し分について、前年度に対しまして確かに予算額は倍にしております。これは今年度の実績もある程度加味しております。町民税におきまして、現在二千八百万円ぐらい徴収いたしております。固定資産税で約一千四百五十万円。そういうこともありまして、新しい収納課を設けるわけですけど、この数字を目標最低ラインとしまして、頑張つて徴収をしていきたいということとで予算計上させていただいております。

そして、収納課の主な業務といたしましては、滞納繰り越し分、町民税、国保税の方を主にやっていたことになりまして。大変な仕事ではありますけど、未納者に対して粘り強く折衝して収納の向上を図っていききたいということとであります。

- 一、九番 日比玲子君 具体的に話がされませんでしたけど、四人とか五人とか言われる課員をつくって、具体的にまず、滞納がありますと言つて電話をしてからお出かけになるのか、具体的な仕事の内容までお話をしていたかと思えます。

- 一、税務課長 職員の人数は五人の予定をしております。

まず滞納者に対しまして、あなたはこういうふうな未納になつておりますよということ、まず催告書をお送りいたします。それをもつて納付していただければそれで済みですけど、それでも納付に応じられない方については、再度催告書並びに呼び出しをかけた上で、町の方へ納税の相談に来ていただきます。またそれにも応じられない方につきましては、預金等の差し押さえの実施もしていくこととなります。大まかな流れはこういうような流れになると思います。

一、九番 日比玲子君 十九年度の決算では三百件を不納欠損で落としているわけですよ。そうすると、二億三千万円ぐらいの未済があるとすれば相当な数に上ると思うんですけども、この不況の中で本当に大変な仕事で、職員も大変だと思うんですけども、催告書を出して呼び出しして、言えば役場に来いというような感じですよ。やっぱり大変だろうと思うんですけど、出向いて行って、国民として納税の義務があるわけですから、本当にその辺の話からして理解をもらうこともとても大事だと思うんで、催告書を出して納付相談、なかなか学校なんかでも、行ってもおらへんでまた夜出かけたり、朝駆けとか夜駆けとかいつて集めてみえるんですけども、そういうことを考えるときに、本当にこんな催告書だけでいいのかどうか。大垣市役所では、普通のメールと同じ色ではあかんということ、赤い封筒で出すとふっと見るということ、それもちょっと問題になっていましたけど、そういうやり方もされていますけど、それがいいとは言いませんけれども、やっぱり役場に出向いてくれというのはなかなか足が向かないのじゃないかと思えますので、もう少しその辺は、その五人の課の中で話し合いをされていった方がいいんじゃないかなと思います。以上です。

一、町長 御趣旨はごもつともでございますし、できるだけ議員がおつしやるような手続を丁寧に踏んで仕事を進めてまいりたいというふうには思っております。ただ、大事なことは、あまり滞納が放置はいたしておりませんけれども、この状態ですとどんどんふえていって、県下でも収納率の悪さで名をはせるということになっておるわけでございますので、問題は、滞納をされておる家庭がどういう実態にあるかということ、問題を私どもが正確につかむ必要があるというふうな思っておるわけです。本当に困っていらつしやつて、そのために納税が滞っておるといふ家庭と、俗に言われる横着で納税をサボタージュされておるといふ家庭と二通りあるわけでございます、そのところの本質をしっかりと担当が把握する努力はしなければならぬというふうな思っております。

現在、税務課でも精力的にここ数年努めておっていただくわけでございますが、一件か、預金とか不動産を差し押さえた例がございますけれども、本当に預金が差し押さえられて、あす路頭に迷うというような状況の例は、そこまでするなという異議の申し立てはございませんけれども、現実の問題として、それでその方の生活が成り立っていかなくなつておるといふ実態はありません。つまり、そういうことを考えますと、相当、先ほどの例でいきますと、後者の例に当たる滞納者があるのではないかとこのことを思っておるわけでございます。いずれにいたしましても、昔からよく言われます、「苛斂誅求」という言葉がございますけれども、そういう印象を納税者に与えることのないように、慎重に懇切丁寧に納税していただく努力を図つてまいることでございます。

一、十番 田中五郎君 使用料のところでお尋ねをしておきたいと思えます。働く婦人の家と宮東ふれあいセンター、それと勤労青少



年ホームの使用料が、勤労青少年ホームは結構高く使用料が入っておりますが、結果的に地域の皆さんがボランティア、サービシ的目的で使用されておられるのか、その辺を明確にさせていただきたいと思ひます。

なぜかといひますと、働く婦人の家と宮東ふれあいセンターの使用料につきましては年間三万五千円、勤労青少年ホームは十四万円と、格段の差があるといふことで、なぜこうも差があるのか。特にまた宮東の方はふる場があるといふことで、それだけの人件費等がかかっておるものと私は信じておるわけであつて、その辺を明確にさせていただきたいと思ひます。

もう一点は町債、バスターミナル施設の整備事業として一千五百三十万円借り入れられるんですが、ページ数は三十一ページですが、この整備計画の事業に対するどのような、一応報告は受けておるんですが、整備の実態の図面、どんなようなものをつくり、どういふふうに整備するのか。お金だけは聞いておるんですが、その辺も明確に報告されていないといふことで、その辺も同時にお尋ねしたい。これから整備に向かつて進められるんですが、結果的に町債を受け事業を進められるといふことで、この利率についても何年返済なのか、その辺も明確にされたい。そして今後どのように進めていくか。これだけのお金をつぎ込むといふことであれば、それなりに北方町にとって将来本当に利便性のあるものにしていただきたいのでお尋ねを申し上げるものでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

一、総務課長 それでは、私の方から勤労青少年ホームと働く婦人の家の使用料の件について、簡単に御説明させていただきたいと思ひます。

まず、使用料の額についての差でございますが、一番大きな要

因は、まず働く婦人の家でございますが、利用者数、過去のデータがござひますが、平成十八年が一万三千五百四人、それから平成十九年度におきましては一万四千百七十六人。一方、勤労青少年ホームにつきましては、平成十八年度は一万九千五百八十三人、それから平成十九年度におきましては一万八千四百一人と、利用者数が相当開きがござひます。これも一つの要因だと思ひますし、それともう一つは、勤労青少年ホームにおきましては、借りられる団体、民間の企業の方が使われるという例がござひます。そのあたりで使用料の差が出るかと思つておるんですが、なお、今年度の行革委員会でも、使用料関係につきましては一年かけて適正に精査させていただくといふこともまた考へておりますので、そのあたりをよく分析しまして、適正に使用料をいただくし、利用していただくように努めていきたいと思ひます。

一、副町長 それではバスターミナルの関係ですが、バスターミナルにつきましては、今年度予算に整備工事といふことで三千万円の予算化を願ひしております。

それで、整備内容ですが、うちの担当の方が概算で一応三千万円といふ事業費を積算しておりますが、内容につきましては、専門家の設計事務所ですべていきたいといふことであります。

事業内容の主なものとしては、岐阜市・穂積方面向きのバス停、それから反対に大野町・本巢市方面のバス停の二カ所と、あとは駐輪場を考へております。最低それだけの施設はつくらなければならぬと思つておりますが、詳細についてはこれから設計士に願ひしていきたいといふことで、設計監理委託料も予算化させていただいております。

それから起債の方ですが、三千万円につきましてはまちづくり事業を位置づけしております。国庫補助金四〇%で、残りの分の

八〇%を起債ということで、この起債につきましても、交付税措置があるという有利な起債を考えております。以上であります。

一、十番 田中五郎君 使用料につきましては答弁がありましたけど、できるだけ明細を整えながら議会の方へ提出をお願いしたいと思えます。

バスターミナルにつきましては、今、起債につきまして説明がありましたけど、上りと下りだけということですか。場所的にも面積的にも何台かということは現地で僕たちもわかるんですけど、できるだけ地域の皆さんの利便性を整えられるような状況の中で進めていただきたいと思えますのと、もう一点は、町への潤いがこの際それとつながれば幸いですと思っておりますので、その辺のところもこれから進めていく段階で考慮しながら進めていただきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。答弁は要りません。

一、九番 日比玲子君 今のバスターミナルのことで、行きが岐阜市と穂積の駅へ行かれるということをおっしゃるんですけど、ずうつと安藤さんも質問して、私も言っていますけど、おりるときは穂積の駅でいいんですよね。これを新しくつくることによって、乗るところがバスターミナルまで歩いていかなきゃいけない。名古屋から帰ってきて、荷物なんか持って歩いて行くんですね。それで、あそこの駅で見ておると、朝日大学のバスがとまる、駅前ですね。それから自分のところの瑞穂のバスですか。あれは行くんですね。駅の前から。何で間を縫って北方も出てくれるのかなと私はいつも思っているんですけど、本当に乗降が同じ穂積の駅にしてくれなくては、路線をつくってもらっても本当に困っちゃうんですよね。そういうことをずうつと前からお願いしていますので、執行部として、瑞穂の堀さんですか、市長に会われてやっていら

っしやるのか。それをやらないと、せつかくつくった方がいいけど、穂積はすごく便利がいいんですよね。名古屋までもう二十四、五分ぐらいで行っちゃう。便利がいいので、そこをやっぱり開拓するなりしていかないと、ただバス路線をつくったって、減便になつて、一番最初は十二本走っておったんですね。それが六本に減らされてきて、またつくった方がいいけど、不便だということに乗ってもらえんと、また減らされたら何にもならないので、せつかくターミナルをつくるんだったらそこまで徹底して、瑞穂に願いますしかならないと思うんですけど、岐阜バスも含めて早急にその問題は解決してほしいと思えます。不便でかなわない、歩いていくのに。そういうことですので、ぜひお願いしたいと思います。

一、町長 議員が御指摘の穂積の問題は、かねて議員からもお聞きをしておりますので、私は職責上、瑞穂の市長とも始終顔を合わせることがありますので、もうこれで三回か四回そのことはお願いをしております。この議場で申し上げることは適當ではないと思えますけれども、瑞穂は瑞穂の事情があるようでございます。せんだつてもお会いしたときにお話をしたら、近くに別府公民館がありますね、ちよつと南に。あれが今、市長さんの話では係争中だそうでございます、これが解決したら考えたいようなこともおっしゃっております。今、瑞穂としてもいろんな経過がございます、なかなか即断でお決めいただけるような環境ではないという雰囲気がございますが、私も申し上げたように再三再四お願いをしておりますし、大野の町長さんも、今度大野線がこちらへ入つてまいりますので、その関係もあつて、せんだつても瑞穂の市長にそのことを強く要請されておるのを拝見いたしましたので、これからも大野町などと、あるいは本巢市なんかとも連携をとりながら、早い機会に善処していただけるように瑞穂市には

話しかけていきたいというふうに思っておりますので、よろしく  
お願いいたします。

(わかりましたと九番議員の声あり)

一、四番 中村広一君 収入の部で老人福祉センター、おふろを週一  
回、今サーブスしておりますよね。大体は四十度でお湯を入れる  
そうですが、それで利用者の方からは、熱いだとか、ぬるいだと  
かなり苦情が来ます。働く婦人の家もおふろがあるわけですが、  
これ将来的には有料というお考えはあるのか、ちよつとそこだけ  
お考えをお聞かせください。

一、副町長 今、老人福祉センターの方も芝原の方も無料ですが、当  
面は無料で考えていきたいと思いますが、将来的なことはまた行  
革の特別委員会でお諮りして、協議をお願いしていきたいと、そ  
のように考えております。

一、五番 福井裕子君 いつもお聞きする項目なのですが、三十一ペ  
ージの学童保育の個人負担金の部分が計上してありますが、説明  
がございましたように、母子家庭等々の多く予算も組んであり、  
働くお母さんたちが多くなるんじゃないかなあというふうに思い  
ます。必要とされるところというのは、やっぱり学童保育だと思  
いますけれど、ことしの小学校の申し込み等の人数と、そして今  
後、一般質問もしましたけれど、どのようにされていくか、再度  
質問したいと思いますが、よろしくお願いいたします。

一、教育長 大変学童保育に関しましては教育委員会も心を痛めてい  
るところでございます。希望される保護者の皆様方のお子様を預  
かることができばよろしいんですけども、現在の物理的な状  
況からいうととても不可能であると。私もは、将来的にはそう  
した方向へ持っていけるような施策を考えてまいりたいと思っ  
ております。今後検討していきたいというふうに思っております。

現在、三十五名の定員になっておりまして、北小が十一名、西小  
が二名、それから南小が八名待機ということになっております。  
何とかこうした子供たちも救ってあげたいということは重々私ど  
も思っております。

ただ、基本的な考え方として、子供を育てていくときに一番大  
事なことは、やはり保護者の愛情をたっぷりとかけて育てるとい  
うことが私は原則的なことではないかというふうに思っております。  
ただ、おっしゃるようによく働きの家庭がふえているというこ  
とを勘案しますと、今後、六次総の中で検討してまいりたいとい  
うふうに思っております。以上です。

一、議長 ほかはよろしいですか。  
(質疑なし)

一、議長 それでは、歳入については以上で質疑を終わりたいと思  
います。

歳出についても、ページを分けて質疑を行います。議会費の三  
十三ページから労働費の七十一ページまでと、農林水産業費の七  
十一ページから地方債の調書百十三ページまでに分けて行いま  
す。それでは、議会費の三十三ページから労働費の七十一ペ  
ージまでの質疑を行います。

一、七番 戸部哲哉君 三十八ページの負担金補助及び交付金のケ  
ブルテレビの加入促進助成金二百四十万円について少しお尋ねを  
いたしたいと思うんですが、町長の提案説明の中で、この趣旨は、  
ケーブルテレビ加入促進助成金については、平成二十三年七月か  
らの地上デジタル放送完全移行を見据え、引き続きケーブルテレ  
ビ網への加入促進を図るため、今年度も予算を計上しますという  
ふうに、地デジ対応のためにこの助成をすると書いてあります。

それで、御承知のとおり平成二十三年七月から全国一斉にアナ

ログから地デジに変わるわけなんです。今、北方町のケーブルテレビはシーエヌという、御承知のとおりですけれども、ここが平成十三年でしたか、北方町も多額の工事費を出してケーブルテレビ網を敷いたといういきさつもあるわけなんですけれども、これが今調べてみますと、今アナログのテレビの人が地デジに変わったときにこのテレビを見ようと思うと、まず一番にはチューナーが要るんですね、アナログを地デジ化する。それと、その次に要るのがアンテナ、電波を入れる。このアンテナのかわりにケーブルテレビということに、ケーブル回線ですか、そういうことになつていくわけなんです。一般の人というのは、チューナーをつけたらテレビが見られると勘違いしている人がかなりお見えになる。実はそこにはアンテナが要るんですよ。アンテナのかわりにはケーブルテレビが要るんですよ。アンテナを立てるの、北方町は御承知のとおり共同アンテナですので、一軒もアンテナが立っておりません。瑞穂なんかはすべて共同アンテナじゃないですから、アンテナから今テレビを見ておるんで、地デジに変わるときのアンテナの工事というのは非常に安いんです。安いというのは、もともとアンテナが立っていますので、その大きいテレビ用のアンテナをUHF用みたいな小さいあれにかえるだけです。大してかからないんです。でも北方の場合は、アンテナを立てるには、屋根にアンテナの設備がないので、全部やらなければいけません。大体これが、家によって違うと思うんですけれども、四万五千円から、私のうちでは四万五千円でした、工事をやりましたんで。大体六万円ぐらいまでと言われておりますが、アンテナを立てて自分でする場合にはそれで済みますが、今シーエヌに加入して、今度ケーブルテレビを引こうと思うと、調

べたんですけれども、加入金が三万九千八百円、ここにブースターとか、ちよつとしたものをつけなかんそうです。増幅器というんですか、それが八千九百二十五円。両方で四万八千円ぐらいなんです。それプラス月額の使用料が、今アナログですと、ホームターミナルというやつをつけないかんということですね。これだと二千二百円、毎月。地デジ対応のテレビということですと千七百八十五円。単純に、アンテナを立てるより、加入金を含めると、アンテナとどっこいどっこいにはなるんですけれども、月々の使用料が千七百八十五円から二千二百円ぐらいは最低かかってくと。

一番今お聞きしたいのは、隣の本巢市がケーブルテレビを昨年おとしぐらいからですか、引いて地デジ対応にやっておられます。本巢市の場合はシーシーネットという会社で、これは大垣の方なんです。大きいところみたいなんですけれども、本巢市の場合、今加入金は三万一千五百円。これに付随するブースターが五千九百七十七円。使用料が地デジ対応ですと千五百円ということ、ただし、三万一千五百円の加入金は、今はキャンペーン期間中で一万九千九百五十円。うちのシーエヌと比べると、そこで二万円の開きがある、加入金で。工事費、ブースターですね。これが約三千円安い。そして使用料が月々七百三十五円安いです。これはシーエヌとシーネットという会社の違いもあるの。やむを得ません。それをどうこうと言っても、うらやましいということ。片づけますけれども、問題は、行政が地デジ対応をとつてこういう予算をつけている割に、シーエヌでテレビを見ようと思うと一番高いんです、このシステムを入れることです。この二万円という補助金も、十七年度までは既存の住宅にも適用された補助金だったわけなんですけれども、現在は新

築とアパート、集合住宅のみの助成ということで、今まで住んできている人にはこのシーシーエヌの二万円という恩恵は受けられません。そこら辺が今までのケーブルテレビを引きたいきさつの中で非常に問題もあるのかとは思いますが、やはり地デジ対応のためのケーブルテレビとうたった以上は、やはり町民が一番利用しやすい制度でなくはいかんのじゃないかなど。そこら辺の考え方を、今のまま新築と集合住宅だけで済ませて、二十三年というともう二年ちよつとしかありませんけれども、来年度もそれで済ませてしまうのか、もしくはこの部分に関して行政としても考えていられるのか、そこら辺ちよつとお聞かせをお願いしたいと思います。

一、総務課長 それでは、今の御質問でございますが、この前の勉強会でも地デジに関しては随分質問も出ておったようですので、今、戸部議員がよく調査されました、工事費、それから使用料等、私も後から調べてみましたが、おっしゃるとおり差があるということとは重々認識しておりますが、一つ、現在、北方町がケーブルテレビに対する補助要綱を設けて今に至ったいきさつをちよつと述べさせていただきます。

戸部議員もおっしゃったとおり、北方町では平成十三年です。当時、国・県が、地域の情報化推進ということで相当働きがございました。当時、北方町におきましては、当時の最新鋭の通信網を整備するというところで、議会等もいろいろ御協議を願ひまして、当時の選択肢としては、NTTのADSL、光ファイバーの高速通信網、それと北方町単独で高速通信網を整備した場合、既に一部岐阜地域においてシーシーエヌ、ケーブルテレビ網を進めておったという、三つの整備方法が考えられたわけでございます。その中で、北方町単独で光ファイバーの高速通信網を敷設するとい

うことは、費用面からも非常に経済的でなかったということで、当時、国の情報化推進施策の補助メニューの中で、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を利用すれば非常に町の持ち出しが少なく、全域整備できるということで進めさせていただいた経緯がございます。当時、その補助内容でございますが、国が十六分の四、県が十六分の二、それから北方町が十六分の三、残りは事業主のシーシーエヌが費用を負担したわけでございます。工事の事業費の総額は二億七千七百六十万と聞いております。当時、北方町が負担した金額は五千二百五十万と聞いておりました。このため、北方町は、この施設を活用いたしましたして、シーシーエヌにケーブルテレビ網を敷設させるかわりに、公共施設のネットワーク部分についてシーシーエヌの光ファイバー網を借用いたしました。これを構築していきたいということにさせていただいております。当然、この借上げにかかる費用は、無償として現在に至っておりますわけです。

それともう一つ、ちよつとその当時、電波資源、今でいう地デジの関係でございますが、枯渇するというところで、二〇一一年、テレビ放送のデジタル化を国が推進しつとあるところでもございました。将来的にこの視聴方法に対する解決策を講じていく必要がありましたし、北方町においては、高圧電線の電波障害対策等により、中部電力、関電、それから共聴事業が広く普及いたしておりました。また、平成九年には県営北方住宅建てかえに伴います高層化によりまして、一部地域においては電波障害が生じ、電波障害対策といたしまして、高屋地区の南部における地域におきましては県費でシーシーエヌの電障対策事業が行われておりました。

よつて、先ほど戸部議員も言われましたとおり、アンテナを立

てなくてテレビが視聴できるという状況に北方町民自体がなれておったといいますが、デジタル放送に切りかえのためにアンテナを立てるといふことには若干抵抗があったんじゃないかというふうに当時は考えられました。これにかわる手段として、ケーブルテレビ網を全域町が協力して敷設して加入していただくんだというふうなことで進めておったわけでございます。

そこで、平成十四年に今の補助要綱を設けさせていただいております。経緯といたしましては、先ほど戸部議員がおっしゃったとおり、既存住宅、今まで住んでみえた方については、平成十七年三月三十一日までと要綱には定めてございます。現在活きておりますのは新設の一戸建て住宅と新設の集合住宅ということで、この補助要綱も、今考えられるのは、地デジに変わる平成二十三年の三月末が終了する時点だというふうには考えられますが、先ほど戸部議員が言われましたとおり、既設の住宅の普及網は今のところ非常に低い状況です、料金が高いとかいろいろな問題がございますので。今現在の加入率は二二%ということで、まだまだケーブル網が普及してないのが実態でございます。

既設の住宅の補助も引き続き検討されたらどうかという御意見でございますが、そのあたりも含めまして、この制度をもう一度見直す時期が来るのかなというふうにも思いますが、できるだけ加入促進に対する啓発等は行っていきたいと考えております。以上です。

一、七番 戸部哲哉君 経過については、私も議会におつたのでよく承知をしておりますけれども、現実的に同じケーブルテレビで加入金とか工事金の差があっても、これはいつときだけのこと、一回の負担で済むわけなんですけれども、使用料といいますか、毎月払っていくやつはずうと負担がかかっていくわけなんです、

何とかシーシーエヌの方にも、現状、同じ地域で月額の使用料が違うというのはぐあいが悪いんでという形の中で、できるだけ安くしてもらうような交渉もしていただいて、たまたまシーシーエヌというのは、今の岐阜市とか各務原とか笠松とか、要するに岐阜地区ですね。岐阜地区一帯を、山県もそうなんですけれども、一帯をカバーしているみたいで、北方町だけが幾ら頑張ってもかなうような話ではないんですけれども、やっぱりそこら辺も、一般の企業ですから、加入して何ぼのところもあるんです。ですから、そういう中で値交渉はやっていただきたい。

それと、加入金についても三万九千八百円というのは非常に高いということと、行政が進めていく中で、行政が進めているんだからやっぱりケーブルテレビなんだよねという話の中でケーブルテレビに入った。しかし実際には、アンテナを立てた人と毎月のかかっていくお金が、ケーブルテレビに入った方が高くついてしまったという話にならないように進めていくべきなんですよね、行政としては、それが後で町民が、何だ、役場が進めておるでケーブルテレビに入ったけれどもということにならないように情報公開もしていつてほしいなあというふうに思っております。以上で終わります。

一、二番 安藤浩孝君 戸部議員と全く重なる部分が多いかと思いますが、ケーブルテレビにつきまして質問させていただきます。

今、普及率をおっしゃいましたが、普及率は二二%、間違いないですか。

一、総務課長 普及率につきましては、全世帯加入ということと二二%と。ただし、電障、例の高屋南部の区域の補償も含めると、今現在三六・六%という数字になっています。

一、二番 安藤浩孝君 私の方で調べました数は、世帯数は千四百二

十七戸。この内訳が、テレビが千三十戸、インターネットが三百九十七戸ということで、テレビの普及率は一四％しかないんです。ですから、これ平成十五年からですか、ずうっと助成を入れてやってみるんですが、当初これを計画されたときの見込みというのは、七年、八年、十年たっておるんですが、大体どのくらいの見込みをされて導入されたんですか。

一、総務課長 当時の見込みという明確な資料は私持ち合わせておりませんし、わかりませんが、当然国・県の補助金をいただいて、町も助成したという事業でございますので、一〇〇％とは言いませんが、できるだけ普及ができるような思いで、六割、七割というような感じでおったつもりでございます。

二、安藤浩孝君 大変普及率が低いんですが、当初の目的というのは、防災とか、そういった面でも非常に使えるということで、比率が高くなればケーブルテレビでそういった細かい情報等も流せるということで大変有効だったんですが、今現在調べましたら一四％ということで、かなり低い普及率なんです。

それで、経緯・目的等をちよつとお聞きいたしました。今回、提案説明要旨を見ますと、集合住宅及び新築世帯を対象にしてということなんです。当然地デジがもう目の前に来ておるわけで、加入促進をねらうなら、なぜ既存の家を再度、助成金制度は終わりましたか、そういったようなことはお考えではありませんか。促進をねらうなら、既存の家ですね。特に集合住宅というのは大家さんだけがもうかる話で、例えばそのアパートの価値を高めるために、うちはケーブルテレビも入っていますよということ、その辺で果たしてアパートまで手当てをしないかのかなという気がしますが、いかがですか。

一、総務課長 先ほど戸部議員の質問にもございましたが、既存住宅

は現在補助要綱の対象にはなっておりませんが、そのあたりも一回検討をさせていただきたいと思っておりますが、ただ一つ、先ほど言い忘れましたが、四月から、シーシーエヌが主でございますが、私どもも値段交渉は当然担当が何回もしております。使用料の単価を下げるということは非常に難しい。なぜ難しいかというところ、シーシーエヌを利用しておる地域が広域だと。岐阜地域等、ほかの行政もあるわけです。よって、今検討しておるのは、当初の加入金の方です。これについてはシーシーエヌももう少し何とかしたいというようなことも聞いておりますし、事業主のシーシーエヌ自体も普及を図っていきたいということを相考えておられますので、今後そのあたりの交渉も含めまして、新年度、四月以後、この地デジ対応、住民説明も含めまして進めていきたいと思っておりますし、先ほどの既存住宅、もう一度検討させていただきたいなど考えておりますので、よろしくお願いたします。

一、二番 安藤浩孝君 今、共聴アンテナでテレビを見てみえる方、三月末で三千七百五十九世帯ということで、四千世帯近くの方が今現在共聴アンテナでテレビを見てみえるんですが、それで、税の公平性というんですか、そういうものから見て、ケーブルテレビに加入される方は助成金を得られるんですが、共聴アンテナ、これはあと二年後に中電の方が手を引きますので、施設の方がやめますので、最近景気等いろいろ失速する中、大変厳しい状況の中で、例えば共聴アンテナを使用してみえる四千世帯の方がお見えになるんですが、こういった方にも、ケーブルテレビだけが助成を受けるのではなしに、何らかの助成というものをできないものか、ちよつとお考えを聞きたいと思っておりますが、お願いたします。

一、副町長 安藤議員の質問ですが、ケーブルテレビの加入について

助成金を出してきましたのは、これを設備したときの当初の目的としまして、先ほど総務課長が言いましたように、行政情報、あるいは防災情報をケーブルテレビを通して伝達ができるということで、そういった施策を前提にして助成金を流してきました。ただ、今言われる加入率が大変低いので、そこまで至っておりませんが、加入率が仮に高くなれば、そういった防災情報、行政情報、イベント情報等を流していきたいと、そういう施策を前提に助成金を流しております。デジタルテレビは、日本国民全部、国の施策で切りかえるものでありますので、アンテナを立てるなり、それは個人ですべてやってみえる方もあります。今から切りかえる方に助成金を出すということは、町民に大変不公平感が生じてきます。ということ、それについては今のところ考えておりません。以上でございます。

一、二番 安藤浩孝君 平成十七年は三百七十五戸がケーブルテレビに加入されました。それが十八年は二百四十三戸、十九年二百三十八戸、二十年二百七十二戸、二十一年八十二戸ということで、大変落ち込んでおります。この原因は何だかつかんでおみえになりますか。

それから、今度高速道路の方、使用料が千円で、一部区間を除いて乗りおりできるというような設備等がつけられるということなんです。これも一応二年間かそこらはその設備を解約したらあかんというふうになっておるんですが、私が聞いた範囲では、ケーブルテレビ、かなりの方が二万円補助金をいただいて、解約なりしてみえる方が多いですね。結構NTTと比べると使用料が高いということ、かなりの方が見えます。加入時に、解約できないとか、そんなような要綱というんですか、かちつとしたものはおつくりなんですか。

一、副町長 一応既存住宅につきましては、助成金の期限が十七年の三月三十一日ということで切つてありました。それで、その期限の間際には、うちの方の広報で何回も町民の方に周知を図っております。滑り込みで年度前二年か三年は切りかえる方が大変多くなつてきたと思っております。それで、今度切りかえのチャンスが、今回上げておりますように、デジタル放送の移行が二十三年の七月です。これを見据えてケーブルテレビの加入促進をより図つていきたいということで、町長の提案説明にはそういった趣旨で上げさせていただいております。

それから、助成を受けてすぐ切りかえをやめるという方ですか、それにつきましては、要綱ではそういった規定はしておりません。以上です。

一、九番 日比玲子君 三十四ページですが、町長にお尋ねしたいと思えます。

政策審議会ですが、これ二年経過をして、提言もいただいて、いろいろ読ませてもらいましたが、出そろったような感も否めないものでありますけれども、今後またさらに二年間やられるということですが、今までは違った形でやらないと何も意味をなさないと思うんですが、これからこの政策審議会を再度やっていくということに対して、町長としてどういうふうにやっていくのか、いろんな批判がありましたけど、その辺を受けてどうなさるのか、お尋ねしたいと思います。

一、町長 政策審議会のそもそのねらいは、何回も繰り返し申し上げておりますように、こういう時代になりましたので、住民がもう少し行政に対して関心を深めていただくというねらいが幾つかのねらいの一つでございます。これを「住民参加」という表現をいたしておりますけれども、そういうことによつて、今北方



町が財政面を含めてどういう状況に立っておるかということを理解していただく中で、個々の政策について、あるいは要求について、住民の皆さん方の判断をいただくということが大切ではないかというねらいがあるわけでございます。そういう住民参加の意識を高める一つの手法・手段として政策審議会というものの設置をねらいとしたというのが、幾つかの目的はありますけれども、主たるものでございます。

したがって、この二年間、三十人の方に御参加いただいて、参加をいただいた方には大変そういう意味で行政に対する興味・関心を深めることができたというふうに思っております。現に任期が終わりました後、私のもとに幾つかの、参加させていただいて非常に有意義であったとか、あるいは町の実態がよくわかって、これからの行動も気をつけたいといえますか、そういう二年間の経験をもとにして、これからの行動、つまり要求だとかいろいろなことに対して自分の果たす役割というものを認識したとか、そういうお礼状を少なからずいただきました。大変ありがたいことだと思っておるわけでございます。

ただ、新年度におきましては、同じ方法を踏襲するかどうかも議論をいたしましたけれども、議決機関でもありませんし、かた苦しい議論をする必要もないわけでございますから、住民が、私も参加したな、あそこではしゃべったことがこういう形で実現をしたな、行政に反映できたなという気持ちになれるような、俗っぽいやい方で言いますとガヤガヤ会議的な、もう少し気楽にお互いに語り合える内容にした方がいいんじゃないかという内部での議論の結果でございましたので、新しく募集をさせていただき委員の皆さんには、今までの二年間と少し趣を変えた内容の政策審議会にしたいというふうに思っておるところでございます。

一、六番 立川良一君 五十一ページの民生費のところでもちよっとお尋ねをしたんですけども、木野村課長さん、ひとり暮らし老人に配食サービスがなされておりますけれども、五百円掛ける百五十五というんですか、十二回。ひとり暮らし老人といってもいろいろあるわけですけども、年齢的には六十五歳以上で、その中で天涯孤独というんですか、配偶者、あるいは子供が全くないという方が何人ぐらいおられますか。

一、健康福祉課長 大変申しわけないんですが、そこまで詳しく分析してないんですが、北方町内で独居のお住まいの方が三百九十名ぐらいお見えになりました、その中から本人の給食に対する意向調査というような形で、月一回ですが、御希望される方という形で配食を民生委員さんにしていただいております。その趣旨といましては、安否確認が主という形で、元気で暮らしてみえるのかなという形で、民生委員さんが直接お宅に赴いて配食をさせていただきます。天涯孤独という方については、また調べまして御報告をさせていただきます。今、資料を持ち合わせておりませんので、すみませんが、よろしく願います。

一、六番 立川良一君 今お答えいただいた、そういうところ辺に僕は問題があると思うんです。町長はいつも福祉は心と言われるんです。私もそのとおりだと思うんです。だから、やみくもにというか、十把一からげみたいと同じ施策でやっついていかれると。配食サービスをやめよとか言っておるわけではないんです。見直しをしていくというか、本当に月に一回でどういう効果があるんだと。例えば栄養のバランスがとれるとか、月一回昼食をいただいたら、あと一年間健康で暮らせるとか。私は、町長が言われる、あなたはひとりではないと、見守る人がある、受けとめる町があるとい

う心を町民に植えつけて、安心感を与えていくという仕事だと思うんです。だから、精読のときにも言いましたけれども、決して配食をやめようとか、そういうんじゃないかと、もともとと高齢者に対してお金をかけなくてもやる仕事があるんじゃないかなど。同じ百五十五人の高齢者でも、すぐ近隣町村に子供がおるとか、しょっちゅう出入りがある人と、六十五歳というと、我々よりも若い方がおられますので、そういう方はいいけれども、全く配偶者、親戚、身内がない、私も対象者ですが、そういう調査を受けたことがないんです。だから、すべての事業でもそうでしょうけれども、これは絶対に切れないという仕事、これだけはやってあげたいと、お金をかけて。町長が言われる、お金をかけなくても声をかける。あなたのことはこの町内で、あるいは隣で見守っていますという、それを当事者に受けとめさせる。そうじゃないですか。私は一生懸命やっています、やっていますと言ったって、相手がやってもらっておると思っておらなかつたら全く意味がない。

だから、今回、是とか非とか、そんなことはいいんです。私は、ぜひ来年に向けて、今のこういう厳しい財政の中ですので、どうしてもやらなきゃいけない仕事と、減らしてもあまり困らない、今の国が決めて、議会でも六日に議決をした一万二千元もらつたらと、テレビでみんなうれいというれいと言っている。うれいに決まっておる。けれども、本当にあんなことをやらなきゃいかんのかなという思いもあるわけです。だから、弁当をもらってみんな喜んでおると同じ感じだけど、一食もらつて。私は全部辞退していますけれども、ぜひ見直しをして、一つ一つを本当に町民、地域住民のために行政が受けとめていくという姿勢をぜひ示していただきたい。

一、町長 大切なことですので、私から基本的な考え方をお話しして答弁にかえさせていただきたいと思えますけれども、今、議員の視点も、あるいは必要かもしれないと。しかし、現実の問題としては、天涯孤独であるなしかかわらず、人間というのは、年をとったときに最大の問題は孤独という問題に陥るわけでございます。いつも老人会なんぞへ行ってお話をするわけでございますけれども、やっぱり年を重ねますと病気にもなる。そして、年寄りには金持ちだということが最近言われておりますけれども、やっぱり定期的な収入が途絶えるわけでございますから、財政的にも非常に厳しい環境に置かれる。そして、今申し上げたように、もう一つは孤独に陥るといふことなんです。病気については、もちろん十分ではありませんけれども、政治や行政が、今見ていただきますように社会保障等の形でお手伝いできることがあります。金銭的についても、これも十分ではありませんけれども、最悪の場合は生活保護などという、政策として行政や政治が援助できる分野がございます。どうしても行政も政治も援助できないのが孤独という問題を解決することでございます。これはどのようにお金を使うといたしましても、孤独という問題からお年寄りを解放するといふことは、私は大変難しい問題だと思っておるわけでございます。

議員がおっしゃいますように、したがって、地域でそういう人たちを支え合うという気持ちをつくり出す、このことも一つ大事でございますが、今行っております給食を、月わずか一回でございますけれども、民生委員の皆さん方のお世話になって配付をするといふことは、月一回でも民生委員の皆さんがひとり暮らしのお年寄りのお宅を訪問して、その表情をうかがう。そしてその中で進む会話によってお年寄りが少しでも孤独感を安らぐことがで

できれば、この給食配付という一つの政策というものはお年寄りにとって必要なものではないかと、こういうふうに思っておるところでございます。

福祉というのは大変範囲が広いし、とらえ方が難しいわけでございますけれども、いつも申し上げておりますのは、受けるばかりではなしに、自分の今置かれておる立場で何かお返しするところがないか、自分が役立つことがないかということも、受ける側の人もしつかりと考えていただくことが必要ではないか。そういうことによつて社会全体がお互いに励まし合つて、助け合つて、顔を見合せて生活していくというシステムができますと、福祉の問題というのは案外簡単に片づくんではないか。しかし、今日の社会は非常にアメリカ型といえますか、非常に個を重んじる社会になつてしまいましたので、日本人の本来大切に育ててきました地域でお互いに支え合う、連帯をし合うという、いい意味での日本の伝統というものが薄らいできておる。そういうことを、昔に戻せという意味ではありませんけれども、もう少し私たちは日本人本来のいい意味での文化、助け合いの精神という、もうちょっと言葉を変えますと、道徳心といえますか、そういうのに立ち返られるような日常の生活を営む努力をする必要がある。

くだいようでございますが、私がついていきますよ、私があなただのことはしつかり見ていますよ、支え合つていきましようという気持ちと、それを受ける側が、こんな私でも何かお役に立つことはありませんかという気持ちをお互いに持ち合う、こういうことが今の社会には最も欠落をしておつて、あるいは求められておる大切なことではないかというふうに思っておるわけでございます。したがしまして、これで栄養価がどうか、そういうことは残念ながら効果としては期待できませんけれども、例え月一回でも給

食を配付する機会に接して、語り合つて、顔を見合わせるということは、独居の人たちに対しては非常に有効な政策ではないかというふうに思っておるところでございます。

一、六番 立川良一君 まさにそのとおりであると思えます。ただ、町長の気持ちをまず職員が理解しなさいかん。それが施策に反映されなさいかん。お金を使って物事をやっていくというのはすぐわかりやすいんです。今の心をどう具体化してやっていくかということは物すごく難しいと思います。だから、守秘義務とか個人情報保護とか、いろんなことがありますので難しいんですけれども、ひとり暮らしの老人の方に緊急のことがあつたときにどこに連絡するのか、民生委員さんも知らん、聞かれたことがないから。今担当者が、天涯孤独なのか子供がいるか、そういうことすらわからないというような行政の中で、ひとり暮らしの人をどうしたらいいかなんていう、担当する人の心を感じたいわけです。町長が言われるのはそのとおりだと思ふんです。その心を一番最初に酌み取つて、一つ一つの施策をお願いしたいと思ふす。

一、福祉健康課長 独居老人の把握の件でございますが、災害弱者名簿というのを民生委員さんが中心になつてつくつていただいておりますので、その活用につきましては、年一回、防災訓練で自治会の方とも協議して、先ほど言われた個人情報の開示をお願いした方についてはそういう防災訓練で使つて見守り訓練とか、ことしから始まったと思いますが、災害弱者の見守り、地震が起きたとき、風水害が起きたとき声をかけたり、そういうような形で使つていただくというような形で、何年か前からそういうデータを、高齢者世帯とか、遠くにしか家族が見えないとか、独居が初めての老人とか、そういうような形で緊急連絡網という、御本人さん

に書いていただいたデータを福祉健康課、総務課等、民生委員さんとも持って、そういうときに対応できるようなことはやっておりますが、議員さんがおっしゃるとおり、地域の中で支え合いということ、心と心のつながりというのがこれから私どもの福祉の課題というような形で取り組んでいかなければならないということとは思っておりますので、そういうことに着眼して進めたいと思いますので、よろしく願います。

一、六番 立川良一君 ぜひ支え合う地域、そういうために、今例えば数が百五十五人だから、そんなものはすぐにつかめる。ぜひお願います。

一、議長 暫時休憩をいたします。

午前十一時 五分 休憩

午前十一時十六分 再開

一、議長 再開をいたします。

休憩前に続いて、質疑はございますか。

一、十番 日比玲子君 二つありますけれども、まず四十八ページの地域福祉計画策定委託料ということで、これは社協と組んでやられるということですけど、具体的にはどのような策定をされていくのかお願います。

一、福祉健康課長 平成十二年に地域福祉計画を各自治体でつくるということになりました、これは義務規定ではありませんが、社会福祉協議会もその折に地域福祉活動計画というもの、地域の推進役というような形で、自治体計画と社協の地域福祉計画をつくるというような形になっておりました。来年度そういう形で、同じ福祉の分野でございまして、地域の課題をまず発見いたしました、私どもの自治体がどういう福祉サービスを今現在やっていて、どういう需要があって、どういうものが欠けておる、今後どうい

うふうに福祉を推進していったらいいのかというような形の計画を作成するわけなんです、アンケート調査につきましては総合計画でやったばかりですので、福祉の意見もたくさん出ておりましたので、そういうことも活用しながら、また地域に出向いたりして、また民生委員さんとか福祉関係団体さんにも意見を聴取するなどして作成していきたいというふうに考えております。

一、九番 日比玲子君 今、平成十二年と言われましたけど、私の聞き違いか、二十一年ですか。

一、福祉健康課長 福祉は、今までは社会福祉というような形で行政が中心にやってきましたが、これからは応能益とか、契約制度とか、いろんな福祉の考え方が変わってきました、そういうことも含めて、自分のことは自分でやるというようなことも見据えた地域づくりとか、地域と行政と社協が一体となって地域の福祉力を高めていくという形の総合計画になるわけです。

計画の策定のそういう考えができてきたのが、平成十二年に介護保険ができた当時から、地域の介護力とか、地域の福祉力とかという概念が出てきたという形で、すみません、紛らわしい答弁をいたしました。

一、九番 日比玲子君 わかりました。

もう一つお願います。妊産婦の健診のことですが、国の方が十四回ということ、うちも十四回やってくださることはありがたいんですが、県の補助金といえますか、支出金が四百五十万円、それで、六十二ページの保健衛生費の妊婦一般健診査委託料、そしてその次の六十三ページの〇五、妊婦一般健康診査助成金と、この十四回はどちらに入るのか。お医者さんに払うのが〇三の健康診査の委託料になるのかどうかということがまず一点と、それから、十四回だもんで、妊娠したらずう

つと周産期までは十四枚の券で賄えるかなあ、無料でいけるかなと私は思っていましたら、きのう伊藤レディースというところに聞いてみたら、妊娠委託のその後に、血液検査とか何かあるんですよね。そういうお金が一万八千円かかると言われたんですね。異常であれば保険が使えるわけですけども、そうしますと、この十四回の分というのは、五千円ぐらいだから基本的な診査だけで、一万八千円かかる分に関しては、一万三千円は自己負担ということになるのか。それとも、血液検査もしたけど、その分も全部町で出してくださるのか、その辺二点お願いします。

一、福祉健康課長 まず制度の内容でございますが、委託料の方は、十四回の受診券を妊娠届でお見えになったときに本人さんにお渡しして、その券でお医者さんにかかっていたかどうかという形になります。

それから、十九節の補助金の方の〇五のところですが、百六十一万八千円というふうに出ておりますが、これは従来からありました、県内の医療機関で出産ができない、里帰り出産とか、そういうものの費用と、この制度が今年の二月から拡大というように形に国の臨時政策でなっておりますので、うちの方が二月から財政的に予算措置も、国の方がなかなか補正予算が決まらないということもありまして、予算確保ができませんので、新年度で二月から三月に受診された方については、領収書を持ってきていただいて、今現在二千五百五十円という四回の券でございますが、その券については新年度で助成をさせていただくというように内容になっております。

今年度は三種類の助成券を発行してありますが、一万三千円とかそういう形でやっておりますが、新年度からは一律五千円というように形で、県の医師会等も推奨する金額が五千円という

ような形で、医師会とも契約をさせていただくという形になります。その部分について、今までも、今おっしゃったとおり、一万三千円とか一万五千円とか、その診療内容についてふえてくる部分については自己負担というような形になってきます。以上です。

一、九番 日比玲子君 もう一つあったと思うんですが、県の支出金が四百五十万円、二分の一と歳入に書いてありますね。そうすると九百万円だ、単純に。そうすると、それ以上の支出予算になっているんですけど、その辺はどういうふうに解釈するんですか。県は二分の一しかくれなければ、町が超過負担で持ち出しをしなきゃいけないということになるんじゃないのかなと思うんですけども。

一、福祉健康課長 今まで六回やっておりますが、そのうちの五回は交付税措置というように形で、五回分については交付税で措置をされております。来年から制度改正で十四回にふえますが、ふえた九回分については、その九回分の二分の一は補助金が入ってきます。残りの二分の一については交付税措置というように形になっております。それは今のところ二年間の暫定、国の方の助成という形で、実際に県の方の基金をつくりまして、二分の一の四百何万円は歳入で見させていただいております。

一、議長 そのほかよろしいですか。

(次へ行こうの声あり)

一、議長 それでは、続きまして農林水産業費の七十一ページから地方債の調書百十三ページまでの質疑を行います。

一、六番 戸部哲哉君 八十七ページ、教育費の就学援助費の方ですけども、勉強会の方でも少しお聞きをしたんですが、扶助費の関係の就学援助補助金ですね。これについてお尋ねをしたいと思うんですけども、ここの予算書に出ておられますとおり、各小・

中学校、北方中学校、今インターネットで調べたんですけれども、生徒が千八百九十八人ということで、この就学援助補助金を受けられているお子さんが、今年度の予算で二百七十一人ですね、合計が。これを率にしますと、全体で一四・二七%ということになります。百人のうち十四人が就学援助を受けているという状況になっております。特に西小学校なんかは二百五十一人中六十一人ということ、二四%、四人に一人。この数字が多いとか少ないとか、それは今申し上げることでないんですけれども、たまたま勉強会の中で、教育長さんの説明の中で、うちは非常に多いんですと、よその町村に比べて。なぜかという、母子家庭の数が非常に多いので多いと。それと、そういう関係の方は、例えば瑞穂を例に挙げられて、瑞穂と比べるとうちの方は非常に基準が緩やかで、優しいんで、そういう面で評判がいいですか、そういうような言葉を言われましたんですが、私なりになぜこのような数字が出てきてしまっているのかということを分析しました。たまたま瑞穂の就学援助事業実施要綱をいただきまして、うちの就学援助実施要綱と全部照らし合わせました。そうすると、瑞穂の方の実施要綱は、ずうっと同じことが書いてあるんです。要するに受給資格が、生活保護を受けているとか、母子家庭だとか、市町村民税の減免ですか、事業税の減免、こういった明確にできる受給要綱、この部分に関しては全く瑞穂と北方と一緒にありません。でもうちの場合は、数にして六項目ほど基準要綱が余分にあるんですけれども、その内容をちよつと読ませていただきますと、要するに扶養義務者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者、学校の納付金の納付状態が悪く生活状態が極めて悪いと認められる者、児童・生徒の被服等の状態が悪く生活状態が極めて悪いと認められる者、児童・生徒が学用品・通学用品等に不自由

しており生活状態が極めて悪いと認められる者、経済的な理由による欠席日数が多い児童・生徒の保護者、そのような文章が受給資格として瑞穂と比べて余分という言い方はおかしいんですけれども、余計についています。あともう一つ、教育委員会が特例の理由があると認めるときはこの限りではないということで、教育委員会がお認めになれば就学援助が受けられるというふうになっております。

私が申し上げたいのは、教育長さんのお考えの中でも、できる限り生活困窮の方には子供さんの就学支援ということで手を差し伸べたいというお気持ちは重々私も同感でありますし、同じなんですけれども、こういったものというのはやっぱりどこかで線を引かないと、今ほとんどうちの余分なところは主観的な判断ができるわけなんです。いわゆる生活状態が悪いというのをどこかで判断するのかというのは、それを判断する人間の思いで決まってしまうと。言うなれば、最終決定を下されるのは教育長さんですから、教育長さんがこの子は生活支援をしてやらなあかんかなと思えば、それでもうちの場合は支給できるわけなんです。

この要綱のせいかどうかかわかりませんが、瑞穂市は何人受けられておられるかという問題を調べさせていただいたんです。小学校が三千二百七十二人で対象者は四十一人。率にして一・二五%。中学校が千四百三十三人に対して三十二人ということ、率にして二・二%。うちの十分の一なんです。うちは全体で今回計上されました予算額は二十四万円ということで、非常に大きな数字になっておるわけなんです。僕も議員になって長いんですが、要綱をまじまじと見たこともないんで、いつからこの文言の改正がなされたか、今ちよつとわからないわけなんですけれども、当然地域性もあるんで、支援者が多いとか少ないとかと

いうのは一概に言えるわけではないんですけども、ただ、この要綱と支給されておる子供の数を比較すると、いかにも多い。そこら辺の中で、教育長さん、まだしも勉強会の中でもう少しこれを緩めたいというようなことをおっしゃられました。ぜひ基本的な考えと行政が担う役割の区別はつけていただかないかと思うんです。それと、今は行政も当然経営ということも考えていかないかの中で、ひとつお考えを。

それと、この件につきまして、町長さんにもお考えをお聞きしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

一、教育長 今、戸部議員がする数値を上げて御指摘していただきました数値は、私どもも大体ほぼ似た数字として掌握をしております。実はきのう、七時半からの「クローズアップ現代」がありまして、その内容は、授業料を払えない高校生が次々と出てきているという番組でございました。私一部しか見られませんでしたけれども、向学心に燃える子供たちが、経済的理由によってその気持ちが高まってしまっていくということがあつてはならない、基本的にそう思っております。

さて、その中で、小・中学校に通う子供たちが家庭の経済的理由によって困つていても、ひとしく、あるいは安心して教育が受けられるように、そういう方向で生まれているのがこの就学援助制度であろうというふうに思っております。したがいまして、基本的に私は、この就学援助においては、経済的理由によって非常に困つているという家庭には広く網をかけてあげたい、こういう基本的な考え方であり、このことについては戸部議員も異論がないことだろうと思っております。

ところで、その基準に当たりますものは、国が指針として示しております。今るるおっしゃった内容も、実は国が示しております。

す指針に基づいてつくられておりまして、各市町はそれを参考にいたしました。その市町に合った基準といたしましうか、あるいは運用といたしましうか、こういう方向で進めてよいというふうになっております。

ちなみに今、瑞穂市の例が出ましたが、瑞穂市の場合には非常に基準のレベルを上げております。同じような国の指針に基づいておりますけれども、独自の基準を設けております。これを御披露していいかどうか、ちよつと私は困るわけですけれども、一、二の例を挙げておきますと、借金をしているかどうか、車はどういう車種の車に乗っているか、面接によって何項目かに分けて審査をいたしまして、クリアしなければ支給しない、承認しないということでございます。そこまで厳しくして、確かにパーセンテージは落ちました。簡単に言えば経費がかからなくなりました。それが本当にいいかどうか、そういうレベルを上げることがいいかどうかということについては、私は慎重を期したい。そういうことの意味合いを込めて緩やかに運用していきたいということをし上げたわけでございます。ただ、その網の目にかからない方々、あるいはかかっている方も、あの人は本当にもらう資格のある方かなあと疑問を持たれるような方、やはりこういうあたりは慎重に私どもも審査をしていく必要があるだろう、こういう意味合いを込めて見直す必要があるのではないかとこのことを申し上げております。ただ単に経費を節約するために悲しい思いをする子供がいてはならない、これが私の基本的なスタンスでありますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、この承認に当たっては、今、教育長というふうにおっしゃられました。私ではなくて、教育委員会の合議によって決めておりますので御理解ください。よろしくお願ひいたします。以

上です。

一、町長 教育長の答弁で尽きておると思いますが、御指名でございまして、少し考え方を申し上げたいと思えますけれども、これは少し経過があるようでございます。つまり、要綱にあるような就学援助金については、従来は国が、間違いなければ半分援助・補助をしておいた制度でございましたけど、これがその後、何年か前に打ち切られまして、交付税の対象に回されておるわけですね。これによって各自自治体が見直しを行った部分があるのではないかと、これに思っておって、そのところの差が、今議員が御指摘をされましたような形で出てきておるのではないかと、いうふうに、私は今お聞きをしておるところでございます。

これからの社会というのは、非常にこういう経済状況でございまして、ああいうバブルのような時代が復活をするということはないと思うわけでございますが、そうした厳しい財政状況の中で、今言われております格差がどんどん出てくることは否定できない事実でございますから、福祉という問題は、それだけにまた深刻な課題も抱えておるといふふうに思っております。そこで、私は、将来的な長い目で見ますと、これからの行政の主眼というものは、やっぱり教育と子育てというものが大変重要な課題になってくるんじゃないかというふうに思っております。でございます。そういったしますと、今たまたまの例は両方かかってくる課題になるわけでございまして、北方町がそういう意味では優遇をし過ぎておるかという判断は非常に難しい。教育長がお話をいたしましたように、財政的に厳しい家庭環境中で、子供たちをほかの子供たちと同様な教育環境に置くためには、福祉の面からも子育ての面からいいますと、手厚くするという精神が基本的にあるということは大切なことではないかと。そういう

点からいたしますと、きょうまで北方町がいかにかという立場に視点を当てた行政を先輩が進めてこられたかという証左でもあるわけでございます。ある意味胸を張ってもいいんではないかと、お褒めをいただいてもいいんではないかという気持ちがあるわけでございます。

ただ、その基準をどこに置くか、線引きの問題で御議論がございましたように、線引きの問題をどの基準に据えるかということが大変難しい問題でございますし、線を引きますと、その上下にある関係の人たちもやっぱり不公平感というものが出てまいりますので、大変難しい問題ではございますが、教育委員会とよく相談をいたしまして、検討すべき点は検討をしていきたいというふうには思っております。ただ、瑞穂が正しいかどうかということ、ちょっと今お話を聞きながら、率直なところを申し上げますと、少し首をかしげておるところでございます。

一、七番 戸部哲哉君 全く私も同感なんです。今、町長言われたように、逆に言ったらそれは北方町の誇りと思うところももちろんございますし、こういった子供に対する優しいまちであるという優越裏にも思うわけなんですけれども、僕の思うのは、それは北方でずうっと住んでおって、そういう家庭は手を差し伸べていかな、これは当然よそよりまさるべきだと思ふんです。ただ、言い方は悪いですけども、いわゆる負の財産なんです。逆に言う。その負の財産を、逆に言ったら、北方へ行けばそういうふうだという目的の中で、例えば小・中学校の医療費補助を笠松とか柳津がやっておったとき、若いお母さん方というのは、子供を育てるなら医療費がただで笠松、柳津へ行きますように。今は全国的に広がってきておりますので特別視されませんけれども、そういう感覚の中で、それを目的に北方町へ流入してくるよ



うなことでは、それをせひうちはこういう制度ですから来なさいよということではないと思うんです。やはりそれはそれで行政としての宿命かもわからないですけど、それをわざわざ北方が請け負うこともないと思うわけなんです。そこら辺のかげんで、よそよりいい制度であることは確かであっても、僕は今という経営的な判断から考えていくならば、どこかでよそとの均衡性を、あまり差をつけるべきではないと思うんです。

先ほど言われました、瑞穂が車の車種とか、値段とかで差をつけると。僕はそれはおかしな話だと思うんですよ。現実的に今本当に困っている子に対して手を差し伸べるんだったら、そういうところの差というのは、親と子供とまた違うわけなんで、親がお金があっても、ぜいたくしてお金を使っちゃって、給食費も払えんという、逆に言ったら、そういう子供というのはすごい悲劇とか、不幸なんで、親にお金がなくて払えんということとはまた別な不幸な子供という思いがするんですね。そこら辺のことでも、やっぱり利用される人もひよっとするということかもわかりませんし、こういった子供に優しいまちであるということも納得はするんですけども、ここら辺で線を引けるような、数字的に余りにも多い数字だと本当に思います。北中、五百九十二人中百人ということ、六人に一人。兄弟とかもあるんで一概には言えませんが、六軒に一軒が就学援助を受けているというような事実、ちよつと異常ではあると思いますので、幾ら景気が悪い中でも、やはりきちつとした目線に立った中で線引きをしていただこうなふうに思っております。

一、教育長 議員御指摘のとおり、近隣市町の割合を比べてみますと、北方以外の市町は〇・何%の世界です。北方は一・何%となっております。いわゆる割合が高いということは思っております。

そこで、先ほど申しましたように、じゃあ広く無制限でいいかということになります。私もそう考えておりません。やはりその線引きのラインは、町民の理解が得られるものであったり、あるいは本当に生活に困っていて何ともならないんだという、そういう家庭をどう見きわめていくのかという問題があったり、あるいは近隣の市町と比べてバランスということもありますから、そういうことも考慮しながら、トータル的に御理解がいただけるようなラインを今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、またその節にはいろいろ御協力、御示唆いただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

一、三番 廣瀬和良君 今、教育長が町民の理解という話をされましたので、きのうかおとといかしらん、いろいろやらせていただきましたけれども、私立の保育園に通いますと、大体年間三十二万ぐらいかかる、保育料が。一方、補助金がどれぐらい出ているかという話になると、十四万ぐらいですよ。そうすると、約二十万ぐらいのものは本人が持ち出しておる話です。そこまですべて私立保育園に行くのは何なのかという感じがします。それは、町民感情と今おっしゃいましたけれども、町民感情からいって、そこまで理解が得られるのかなというのが、この間本当に言いたかったことです。以上、答えは要りません。

一、教育長 私の基本的な考え方は、経済的に大変困難な家庭の子であっても、やはりその子供には罪がないと、基本的にはね。いろんな理由があつて私立の方へ行かれる家庭の親さんが、そういうふうに判断される親さんがあるんですよ。それは、例えばあそこの幼稚園がこういう特色があるのでそこへせひ入れさせてやりたいとか、あるいは自分の通勤している送り迎えの関係からい

て、ここだと送り迎えがしやすいというような理由とか、さまざまな理由が考えられまして、私どもとしては、それはいけませんよということ、機会均等を考えたときには言えないんですね。

そしてもう一つ、私どもがそういう方に対して、要するに就学奨励費として、これは国の基準に基づいてやっておりますから、高いとか低いとか、いろんな思いはありますけれども、それは言えないことでありまして、それだけ今おっしゃるように経費がかかる、それに対して国の基準に基づいてこれだけは援助しましょうという、これもそういう約束になっておりますから、御理解願いたい。

一、三番 廣瀬和良君 国の基準というのはよくわかっています。別に北方町で決めた話じゃないというのはわかっています。ただ、一定の条件の人がそれだけの補助を受けるということが、町立の幼稚園がないという話なら別ですけれども、そういうのがあって、そのほかに本人が二十万出して行くことが本当に理解をされるのかなという感じがしていたんです。こんなのは公になかなか言えない話だと思って、きょうは何も言わずにおこうと思ったけれども、町民の理解という話をされましたので、そんなこと本当に町民の理解が得られるのかなという感じがしたんで、一言言わせていただきました。

一、一番 鈴木浩之君 大平参事に一点だけ教えていただきたいです。七十八ページの土地区画整理費、要は高屋西部地区の件ですけれども、私が聞いておる範囲では、まだ平成二十二年度の六月ごろに申請に対する認可・許可というような予定はお聞きしておりますが、この平成二十一年度の一年間の計上されておる千二百万について、大筋で結構なんで、予定だけ教えていただきたいなど。ちよつと勉強会の中で聞き漏らしましたので、すみません、よろ

しくお願いします。

一、参事兼都市環境農政課長 来年度の区画整理事業の中で、委託料で高屋西部地区の業務委託料ということで千二百万お願いをしておるものがございますけど、この中身につきましては三種類ございます。一点につきましては、将来、二十二年度に区画整理組合が認可を受けたときに事業計画を組むわけですね。その中で、財源更正をした中で国の補助金をいただくという前提で、その補助金をいただいたときに、この事業にどの程度の投資効果があらわれてくるという見込みを立てるための補助金投資効果調査の委託料を一つ含んでございます。それから、国の補助金をどのような形で執行して組合の運営を図るかという実施計画書、それから全体の事業計画、それも含めた計画づくりが一点ございます。それから、現況測量と申しまして、現在までは航空写真に基づきました地図を基本に全体の測量面積とか将来の減歩率の基準にしていること、改めて現地の方におりまして現況測量をするということの委託料、合わせまして千二百万のお願いをしておるものがございます。

それで、現在の進捗状況は、先ほどのお話のように、二十二年の六月に組合の認可、イコール市街化区域の編入という予定で進んでございます。現在では岐阜県での農政部を含めました関係機関には大体了解がとれておること、現在は国との調整の前段階であるということ、事前協議に入っておることまで進んでございます。はっきりは言明できませんけど、おおむね市街化区域の拡大に向けて順調に現在のところは進んでおること、でございますので、よろしくお願いたします。以上です。

一、議長 ほかはございませんか。  
休憩にしますか、締めますか。

(休憩の声あり)

一、議長 それでは暫時休憩をいたします。午後は一時三十分からお願いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後 一時三十二分 再開

一、議長 再開をいたします。

午前に続きまして、農林水産業の七十一ページから地方債の百十三ページまでの質疑を行います。

一、六番 立川良一君 予算書の八十二ページですけれども、教育委員会費、その中の教育委員の報酬があります、六十六万三千円。

随分前になりますけれども、教育委員さんの報酬が低いんじゃないかなという話もしたことがあるんですけども、現在の月に一回、半日という教育委員会ですか。そうすると今の予算というのは適当なのかなという、教育委員長で年額十八万六千円ですか。教育委員さんで十五万九千円。

私は、教育委員会というのが、さっき町長が言われた、北方が教育を重視し、子育てを大切にすることになると、ちよつと回数が少ないんじゃないかなと。もつともつと教育委員会を開催されて、教育委員会そのものが合議制の執行機関でありますので、議決をするという。やっぱり民意に基づいて、地方の実情に即して教育行政というのは行われていくわけですし、民主性とか主体性とかというのは尊重しなければいけないと思うんですけども、うちの場合は教育長が大変雄弁で、有能で、お一人ですけれども、うちの場合には教育長が一人で、諮問機関というか、事後報告じゃなくて、すべて教育委員会にかけて、煮詰めて事に当たっていくと。教育委員会という一つの独立した団体を会社に例えますと、社長というのが教育委員長、非常勤です。役員三人も

非常勤。常勤は教育長さんお一人ということになりますので、ぜひ来年度の予算、今年度でもいいんですけども、教育委員会を開催する回数が少ないからじゃなくて、もつともつと教育委員会を開けるように予算措置をお願いしたい。何で少ないんですかと聞いたなら、いや予算がないから、わざわざ何回も来ていただくのが申しわけないみたいな。教育委員には、議会で同意をして、お願いして教育行政に当たっていただくわけですので、ぜひお願いをしておきたいと思います。

一、九番 日比玲子君 今、北方町は、教育のまちとか福祉のまちとかでずうっと流れてきていますが、この性質別の予算を見る限りには、民生費を除いて土木費が高い。教育費がその次ぐらいに来るということに予算上なっていますけど、今、農業と商工費の問題をとつても、農業は商工費の約半分ぐらいの予算化をされているわけですよ。昨年度、中国のギョーザ事件とか、牛肉の偽装事件とか、いろんな事件が起こりました。北方町もブロックローテーションという形でやっているわけですけども、四〇%減反をしておると。そこで四〇%の分を少しでも農業をやって消費者に安全で安心な食べ物を出していただきたいと思うし、また学校給食に対しても地産の地産地消ということがずうつと言われてきているんですけども、この予算を見る限りは、商工の方が北方町は大事だ、そういう言い方はちよつとまずいかもしれないけど、予算上はそういう形になっています。今度の予算では、農業のエダマメを特産にしたいということで、数人の方がエダマメを特産として北方町でもやっていくというような話がなされましたけど、もう少し農業にも手厚くしていただきたいし、それと教育費も、土木費よりも少ないというのはちよつと疑問ですので、やっぱり教育に、次の世代を担っていく子供たちですので、手厚く

していただきたいという思いがあります。

一、町長 予算というのは、その年度だけを見ていただきますと今おっしゃる議論が出てくるかもしれませんが、数年間の流れを見ていただくことも必要ではないかと。

まず、今農業の関係のお話でしたが、これは農業を営んでいただく側の体制というのめやっばり影響をしておると思うんですね。幸いにして次世代農業というんですか、担い手農業で今少しの人たちが活発に動き出していただいております、大変期待をしておるところでございますけれども、まだまだ全体から言いますとそういう動きは不十分であるわけでありまして、

それから自給率の問題もございましたし、減反の問題もござい  
ますが、国の政策との関係もございまして、農業はどうしてもお  
米をつくるのが農業だという基本的な考え方が主流を占めてお  
るようでございますが、政府の減反政策の中にも、今お米が過剰  
でございますので、ほかのものに転作をしてくれと、そこには十  
分な補助金を出しますと、簡単に言うところという農業政策をとつ  
ておるようでございます。したがって、お米だけをつくるのが農  
業ではなしに、ほかの農作物に転換してつくっていただいで、国  
からも相当手厚い補助金が出されておるようでございますから、  
そういうものを十分に活用していただければ、耕作面積にもより  
ますが、私は十分農業というのはやっていけないかという  
認識に立っておるわけでございます。まず農業を営む人たちが  
お米でなければつらくらんとという姿勢を改めていただいで、国  
の農業政策に沿って転作農業にも積極的に取り組んでいただいで、そ  
して担い手農業という政策に乗って農業を広めていただくと  
基本的な姿勢が必要なのではないかと、思うふうにおると思  
うでございます。

それから、教育の関係につきましては、比較的北方町は教育施設その他について、きょうまでの間に相当なお金を投入してまいりまして、ちよっとお休みをしてもいい期間ではないかというふうに思っておるわけでございます。決して教育費を少なくしてどうしようという考え方に立って予算編成をしたのではなくて、結果的に今年度はこうなったというふうに御理解をいただきたい。最小限必要なことには十分手当てをしまいたいと思っております。

先ほどこれからの行政の中心は子育てと教育だと申し上げました。それは、情勢としてそういう情勢にあるんだということを十分頭に入れてこれからの行政というのは進めていく必要があるんじゃないかという基本的な考え方を申し上げたわけでございます。ことしの予算にもそれが即反映をされておるという意味ではございません。

一、一番 鈴木浩之君 教育長に一つ考え方を聞きたいんですが、八十四ページで、幼稚園から各小学校・中学校の二十一年度の施設の工事ですね、改修的な。その中で、私、南に住んでおるといことで、南小学校へいろいろな行事があるときにお邪魔をする機会が多いんですが、実際、親御さんが学校に集まるときの内容として、校舎南側のグラウンドに車を入れるわけですね、親御さんが。その際に北側の給食を配送する門ですか、南小学校の北側の門ですね。あそこから車を入れて、正面の玄関前を通して、そしてグラウンドへ入れるんですね。私いつも見ていまして、すぐくあれは危ないなと思ってるんですね。その際、校長以下職員、それから保護者の役員の方が誘導というようなお手伝いをし、入り口からグラウンドまでに七、八人で旗を振っている状態でございますけど、その中で、校長に私ちよっと聞いてみたんで

すね。グラウンドの一番南、要は小学校の敷地の一番南、今防球ネットが張ってあって、フェンスがあるわけですけど、あちらから一カ所入り口をつくっていただくようなお考えがおりかどうか、ちよっとお聞かせください。

一、教育長 現在のところ、そうしたグラウンドの南に門扉を設けるという考えはございません。

一、一番 鈴木浩之君 今私が説明したような内容で、万が一の事故等の心配が懸念されるわけなんですけど、いろいろ予算の中で各校の施設に対してやっていかなければいけない改修的なものは、優先順位的なものがあると思いますけど、学校行事に限らず、昨年百二十周年の行事の一環として総合体育館で島津重矢のコンサートがありました。そういった際にもグラウンドを使っているんですね、駐車場として。今後、ひとつ前向きなお考えをしていただくというような、例えば考えていただくだけでも結構なんです、半歩でも前に出ただけのようなものをお願いしておきたいと思えます。

一、教育長 私どもは以前から検討はしてきております。と申しますのは、南小だけでなく、北中のグラウンド、ここへの車の出入れも正面玄関から行っておりまして、何とか東側につけてくれないかという要望は出ているんですね。ところが、私どもはそれを今取り上げて実施しない理由があるんですね。これはなぜかと申しますと、昨今非常に学校への不法侵入等がございまして、校舎内においても子供たちの安全・安心が脅かされるという状況に世の中が変わってまいりました。したがって、できる限り門扉を少なくしましょうというのが全国的、あるいは国の方針でございます。したがって、現在ある門扉を閉鎖することはできませんけれども、新しく門扉をつくるに当たっては、よほどの事情

がない限り、私どもはそれに着手をするということは今考えていないんですね。確かにおっしゃるとおり、南小も北方中学校におきましても、そういう要望は出てきておりまして、私どもも検討いたしましたけれども、限られた回数のために門扉をつくるということはいない方がいいだろうと。大変手間のかかることではありますけれども、正面玄関から入っていたら、交通事故が起きないように、PTAの方とか、学校関係者の職員が旗を振って誘導していただきたいということを各学校の方にお願い申し上げているところでございます。御理解をいただけたらありがたいと思えます。以上です。

一、七番 戸部哲哉君 一点ちよっと町長さんのお考えをお聞きしておきたいと思うんですが、百二ページの体育施設費と学校給食費の給料、職員手当の欄のところなんですけれども、現実にここに管理職手当という予算が計上されております。管理職手当がついているということは、そこに管理職がお見えになるということで、体育館施設の方はことし、館長が定年ということでおやめになるということなんですけど、私が町長さんにお聞きしたいのは、予算書はそんなに見ていただかなくても結構なんですけれども、こういった施設が、いわゆる課長級以上レベルの方でないと管理ができないかということなんです。前も少しお話し合いをしたことがあるんですが、今役場の定年というのは六十歳。六十歳で、年金が満額もらえるのは六十五歳ということで、その五年間空白ができるわけなんです。世間でもいろいろ問題になっておるのは、早期退職した、また定年になった役所の方の次の就職先ということと、天下りとかいろんな問題が起きておりますけれども、これは政府機関の官僚の話であって、地方の職員さんというのは、現状では、こういった一番小さな役場というのは、退職したら、去

年の方もそうなんですけれども、行くところがないわけなんです。そういった方のためということではないんですが、極端な話をしますと、ここに今給料で七百万何がしの予算が計上されておりますけれども、嘱託の方は二名で、体育館だと五百万ですか。

半分以下、三分の一ぐらいの給料で嘱託の方もやっておられるというところで、その職でなければ任せられない人であれば別なんです。十分出先機関というのは嘱託の方で間に合うと思うんですよ。現実的に今の給食センターというのは、僕は今から二十何年前に役場に入ったときに、この給食センターも、所長ではありませんが、今も、今の所長と同じことを二年やらせていただいたんです。役職がなくても何も困ることもなかったですし、それなりにやれたわけなんですけれども、経費の削減も含めた中で人件費を削っていくと思うと、このところをやっていくかというとなかなか難しいんじゃないかと思うんですが、今すぐということではないんですけれども、もうすぐ人事の配置がえも当然あると思うんですが、近い将来、長く考えていただくことじゃないと思うんですが、やっぱりこういう形にされていくようなお考えはあるのかなのか、一遍お聞きしておきたいと思えます。

一、町長 ありがとうございます。議員の御指摘のようなことはいつも実は頭にはあるんです。いろいろ考えてみるんですが、今具体的に体育館と給食調理場の話で例を引かれましたけれども、やっぱりその部署部署によっては責任の度合いがある程度濃淡がございますので、慎重に検討をしていかなければならないというふう

に思っております。

今直観的な話を申しわけありませんけれども、体育館なんかはあるいは嘱託員でもと思いますが、給食調理場になりますと、食の安全という問題がございますので、もし何かというときに、

嘱託員がその責任者であったという批判が心配をされる。そのくらい給食調理場というのは、ある意味食の安全という面での慎重が必要なんではないかなと。そこが嘱託員でいいかどうかというのは、ちょっと今、それでもいいんだという決断をする勇氣がございませんが、御指摘のように体育館なんかは、あるいはそういう方向で検討してもいいのではないかといい気持ちでおりますので、来年度の人事にすぐ反映をさせることは約束できませんが、議員が御指摘のように、近い将来、御趣旨に沿ったような形の方向性の検討をさせていただきたいというふうに思っております。

一、議長 よろしいね。

(質疑なし)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第十六号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託をいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十六号は各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託いたします。

### 日程第十三 議案第十七号について

一、議長 日程第十三、議案第十七号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 この予算から資格証明書を発行されている中で、子供に高校まで町長は保険証を短期で渡してくださるということでは言われたわけですが、その中で、県が二十年九月十五日に出しております四十二市町村を見ますと、北方町の滞

納者は四百八十四人、そのうちの資格証明書の発行は百三十八人です。岐阜県の中で二八・五%ということで、断トツに岐阜市よりも多いわけですが、先ほどから出ていますように、要綱が厳しいのか、どういふふうになっているんですかね。払えない人がこれだけおる。全県の中でも資格証明書は発行している人だけでも、北方が断トツにパーセンテージが高いがなぜなのか。

一、住民保険課長 それではお答えさせていただきます。

それはあくまでも四月一日現在でありまして、やはり納付相談に来ない人とか、うちの場合は、住民票はここに置いてあるんですけれど所在不明の方がかなり多いです。例えば資格証明書を発行して郵送しても、大体返ってくるのが六十通とか七十通返ってくるんです。そういった部分もありますし、その後、結局納付相談に見えて短期保険証にほとんどの人が変わってくる。そして社会保険に変わっているけど、まだ手続がしてなかったとか、そういう人があります。今現在、例えば短期保険証に変わっていない方は二世帯、四人だけという状況になっております。以上です。

一、九番 日比玲子君 その二世帯、四人だけが資格証明書の発行で、あとは全部短期証明書を発行されているんですか。

一、住民保険課長 すみません、ちよつと言ひ間違えたのは、子供がおる世帯で資格証明書になっているのはそれだけということで、今現在の数字はちよつとつかんでおりませんので確認させていただきますか。現在つかんでおるのは、あくまでも二十年四月一日のみですので、申しわけないですが、現在はつかんでおりません。ただ、かなりの方は短期保険証に変わっていることは確かです。先ほど言ったのは間違いです。あくまでも学童がおる世帯の資格証明書ということで、二世帯、四人というのは高

校生以下がいる世帯でございます。申しわけないです。

一、九番 日比玲子君 ちよつとわかりにくかったんですが、資格証明書の発行の親がいて、子供さんが小・中、高校までは短期の保険証を発行する。その中で二世帯の二人だけがまだ資格証明書の段階というふうにとらえていいわけね。あなたは四月一日の現状をその後言われたけれども、これは県が出している二十年九月十五日現在で、北方町の滞納者数は四百八十四、その中で交付されているのが百三十八。子供たちは別にしても、そういうふうになっているので、結構数が多いんですね、四月の時点よりもね。納付相談をされたとか、いろんな手続をやってみても、現実はそのれほど、若干は動きがあるかもしれませんが、あまり変わっていないんじゃないかなと思うんですけど。

一、住民保険課長 今の四百八十四と、交付数が百三十八というのは二十年四月一日現在のデータです。ですから、それ以降納付相談があれば随時変わっていているという状態です。例えば子供の世帯についても、四月一日現在だと十三世帯あったんですけど、それから転出とか、それから短期保険証に変わっていると、完納された方というような状態で、今二世帯に減っていている状態です。

一、九番 日比玲子君 その二世帯が子供のいる世帯のことだね。子供のいない世帯は、まだ資格証明書の発行があるというふうにとらえていいですね。

一、住民保険課長 先ほど言いましたように、あくまでも子供のいる世帯で十三世帯だったのが二世帯になったということだけであって、一般の世帯の方の発行してあるところが幾つになったかは、正確にはちよつと把握しておりません。

一、九番 日比玲子君 今年度の予算では、応能とか応益割はなぶら

ないで、そのままいくということであつたんですけれども、それであつても、やっぱり国保の所得状況なんかを見てみますと非常に格差があり過ぎるんですね。たくさん所得のある人となない人、当たり前かもしれない。この中が社会保険に入っているものだからということを考えて、やっぱり北方の国保税は本当に県でも高い方ですので、何とか私は一般会計から繰り入れをしてほしいということをやつとて言ひ続けてきましたけれども、これは特別会計であるから入れることはまかりならんということと来ているわけですけれども、岐阜市なんかは今度上げるみたいですから、結構一般会計から引き下げのために入れているところもあるんですね。その辺で公平な負担をしようと思うと、町長はそういうことを言われるけれども、やっぱり本当に横着な人もいるかもしれないけど、高くて払えなくて、まず食べることを優先にされている方も北方には見えるし、お米も買えない人も現にいますね。そういうことを考えたら、ちよつとでも下げられるためにお金を出していただくわけにはいかないのかどうか、これは町長にお尋ねします。

一、町長 どういうふうに答えようかと思つて今ちよつと思案しておりますが、基本的に一つの何かを行う、この場合ですと、国保という福祉政策を優遇しようとする、必ず片一方ではリスクが伴うんですね、物事すべてそうですけど、ひなたと陰があるように、そうすると、そのときにリスクを伴う方で住民合意が得られるかどうかということを考えてみないかと思うんですね。福祉政策で北方町の保険料が高いので一般会計から繰り入れる。そうすると、一般会計はその分、本来使うべき予算が減少する。それでもいいので、福祉政策の一環のために国保会計を優遇せよと、優先せよという合意が住民の中で生まれてくれば、日比議員がおつし

やる方法も一つの方法で許されると思うんです。しかし、現実の問題として、いつも申し上げて恐縮ですが、三割ぐらいの人たちが入っておる国民健康保険の特別会計に対して、一般会計の社保なんかでしっかりと保険料を支払っておる人たちが納めておる税金を、国保という三割の人たちのために繰り入れをやつていくということに一般の住民の人たちが合意いただけるかどうか、このことを慎重に判断しませんと、おつしやるような手法というのはなかなか難しい、このことをしっかりと認識しなければいけません。こちらに使うについては、ほかの政策、予算が減ることについて、それはよろしいよという住民の合意形成が行われるかどうかの判断にかかってくると思うんですね。私、今までの自分の経験則から言うと、一部の人たちのために我々の税金を使うということの不合理さを指摘される方が多いように思います。統計をとつたわけではありませんけれども、そういう考え方をもちの住民の方が多いような環境の中で、今御提案されるようなことを北方町で実施することが果たしていい政策なのかどうか。それ前に国保としてやるべきこと、努力をしなければならんこと、というのは数多くあるのではないかと、こういう考え方に立つわけでございます。

一、九番 日比玲子君 答弁はいただきました。まさにそのとおりだと思います。だけど、今、自営業者とか、いろんな人が国保に入っていて、社保であつても、将来的には国保に加入してくる。そういう長いスタンスで考えたら、三分の一しか国保に入っておらんでという考えもあり得るかもしれないけど、長いスタンスで考えたら、いずれは国保に入ってくる人がいるわけですよ。そういうことを考えたらどうなのかという思いが一つはします。将来的には後期高齢者保険と同じように岐阜県一本の国保になる



と言われています。そのときに北方町が若干下がる可能性もあるんですけども、そういう長いことを考えたら、やっぱりいずれかはだれでも入らないかんのにどうなのかなという疑問は残りま  
す。以上です。

一、町長 余分な答弁をするかもしれませんが、まさにそこが問題な  
んです。本当は、政策としては、私は健康保険が一本化すれば  
いいと思うんですよ。そうすると日比議員さんの議論が成り立つ  
と思うんですね。ところが、現実には国保があり、社保があり、  
共済組合があるというて、何本かになっていきます。そう  
すると、将来的に国の政策として健康保険が一本化すれば今の問  
題は解決をいたしますけれども、現実はなかなかそこまではいき  
ませんので、お互いの意見の違いといえますか、議論をこれから  
も繰り返していかなければならぬのかなと、こういうふうに思っ  
ております。

一、九番 日比玲子君 今答弁をいただきましたけど、私の言いた  
いのは、今は社保であつてもいざれ退職したら国保に入らなきゃい  
けない。こういう長いことで考えて、いざれ自分も入るんじやな  
いか。今国保に入っている人だけに、そういう議論もあることは  
事実だと思うんですけど、そういうことを考えたら、いざれ自分  
も入らなきゃいかんのに、そのときはある程度安くて払えるよう  
な保険税にしてほしいと思うんじやないかなという思いがしてい  
ます。以上です。

一、議長 質疑を終わります。  
ただいま議題になっております議案第十七号については、厚生  
都市常任委員会に付託をいたしたいと思います。御異議ございま  
せんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第十七号は厚生都市  
常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十四 議案第十八号について

一、議長 日程第十四、議案第十八号 平成二十一年度北方町老人保  
健医療特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、質疑を行います。

(質疑省略の声あり)

一、議長 質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第十八号については、厚生  
都市常任委員会に付託をいたしたいと思います。御異議ございま  
せんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第十八号は厚生都市  
常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十五 議案第十九号について

一、議長 日程第十五、議案第十九号 平成二十一年度北方町後期高  
齢者医療特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 五ページの歳入のところですが、特別徴収の  
保険料と普通徴収の保険料、普通徴収の方が今年度多くなってい  
るんですけど、これはどういう意味なのか。税の申告の絡みなの  
か、なぜこういうふうになっているのか、原因をお尋ねします。

一、住民保険課長 お答えさせていただきます。

これはあくまでも議員のおっしゃるとおり、税金の申告等にか  
かわるものございまして、一月までに申告、要するに普通徴収  
の口座振替に変えるよと言われた方につきましては四月から口座  
振替にできるということで、そこで申請があつたのが七十一人。

二月に申請があつたのが八人あつて、七十九人が、この年が明けからもございます。その前にもありまして、こういった割合に変化してきたものでございます。

一、九番 日比玲子君 それで、特別徴収を受けるべき人が税の申告の関係で普通徴収に変わったのが七十一件あるということ、そのほかの年金から差し引きできない人の普通徴収もあると思うんですね。それは何人ですか。

一、住民保険課長 これはちよつと古い、それから変わっていつているもので申しわけないですけど、八月時点でわかりますので、その当時の数字になつてきますけれど、千百十一件のうち二百七十二件が最初に賦課されたときに普通徴収だった。あとの八百八十九件というものが特別徴収になつていた方でございます。

一、議長 これをもつて質疑を終結いたします。

ただいま議題になつております議案第十九号については、厚生都市常任委員会に付託をいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第十九号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十六 議案第二十号について

一、議長 日程第十六、議案第二十号 平成二十一年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わつておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 ちよつとこのところでいかどうかわかりませんが、合特法によつてうちは代替業務を出しているんですが、一億三千万とか言われていますが、一億三千万でいいのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

一、上下水道課長 合特法に関しまして、現在委託等をお願いしているという総額は、私どもの上下水道課以外にもございますけれども、平成十八年度の数字でありますけど、一億六千万ほどであります。

一、議長 質疑を終結いたします。

ただいま議題になつております議案第二十号については、厚生都市常任委員会に付託をいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第二十号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十七 議案第二十一号について

一、議長 日程第十七、議案第二十一号 平成二十一年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わつておりますので、これより質疑を行います。

(終結の声あり)

一、議長 これをもつて質疑を終結いたします。

ただいま議題になつております議案第二十一号については、厚生都市常任委員会に付託をいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第二十一号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

お諮りをいたします。中村総務教育常任委員長から委員長辞任願が提出されました件につきまして、三月六日に総務教育常任委員会が開催され、中村委員長の辞任が許可されました。新たに総務教育常任委員会の委員長に日比玲子君、副委員長に安藤浩孝

君でお願いしたいと思います。

また、委員長・副委員長の変更に伴い、各種委員の充て職として、図書館運営委員会委員、まちづくり活動事業審査委員会委員、未来タウン北方ふれあいまちづくり実行委員会委員、本巣消防事務組合議会議員に日比玲子君を、議会だより編集委員に安藤浩孝君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの委員に推薦することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

第三日は明十三日午前九時三十分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。大変に御苦労さまでございました。

午後二時十九分 散会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十一年三月十二日

議長

署名議員

署名議員

